

2015 年税法改正案の主要内容

企画財政部 2014 年 8 月



EY한영

Building a better
working world

目 次

1. 3つの「家計所得増大税制」を導入

1) 企業所得還流税制の新設（法人税法）	1
2) 勤労所得増大税制の新設（租税特例制限法）	3
3) 配当所得増大税制の新設（租税特例制限法）	4

2. 租税特例制限法および租税特例制限法施行令

1) 投資税額控除率の調整および適用期限の延長	5
2) 追加控除限度の優待対象に職業教育を実施する韓国型職業学校の卒業生を追加	7
3) サービス業の減価償却耐用年数の特例	8
4) 中小企業で働く青年に対して課税特例期間を延長	9
5) キャリアが中断した女性を再雇用する中小企業に対する税額控除を新設	10
6) 外国人勤労者に対する課税特例の適用期限を延長	11
7) 中小企業が非正規社員を正社員に転換したときの税額控除の適用期限を延長	12
8) 青年雇用などに対して外国人投資減免限度を拡大	13
9) 外国人投資企業の同一事業内における減免対象範囲を補完	14
10) 租税特例制限法における中小企業の要件を調整	15
11) 中小企業特別税額減免の適用対象の拡大と適用期限の延長	16
12) 生産性向上施設投資に対する税額控除制度を整備	17
13) 第三者物流費用に対する税額控除を拡大	18
14) 地方に移転する中小企業に対する税額減免の起算年度の変更など	19
15) 法人の工場と本社の地方移転に対する税額減免制度を改善	20
16) 「企業都市」に入居する企業に対する経過措置を延長	22
17) 工場の大都市外への移転に対する法人税課税特例の適用期限を延長	23
18) 中小企業の工場移転に対する課税特例の適用期限を延長	25
19) 新成長動力の研究・人材開発費の税額控除対象を追加	26
20) 文化接待費の損金算入特例の適用期限を延長	27
21) 安全設備などへの投資に対する税額控除制度を整備	28
22) 環境保全施設への投資に対する税額控除の適用対象を拡大	29
23) 勤労者福祉増進施設投資に対する税額控除の適用対象を拡大	30
24) 建物および構築物に対する各種投資税額控除の事後管理期間を延長	31
25) 外国人技術者に対する所得税減免制度の見直し	32

26) 外国人投資企業の投資履行期間に関する規定を補完	33
-----------------------------	----

3. 法人税法および法人税法施行令

1) 中小企業の減価償却耐用年数の特例	34
2) 特許権の減価償却耐用年数を短縮	35
3) 中小企業の接待費限度を引上げ	36
4) 内国法人の国外子会社からの配当に対する間接外国納付税額控除の適用対象を縮小	37
5) 外国納付税額控除限度の計算方式を合理化	38
6) 中小企業保有の土地などを譲渡したときの追加課税を1年間猶予	39
7) 支払明細書不誠実提出加算税率の引下げなど	40
8) 法人税申告期限の延長にともなう加算利子を緩和	41

4. 付加価値税法

1) ゼロ税率の適用対象となる外貨獲得役務に臨床試験役務を追加	42
2) 海外オープンマーケットから購入するアプリや音楽ファイルなど電子的役務に付加価値税を課税	43
3) 金融・保険役務に対する付加価値税の免除範囲を縮小	45
4) 税法間での重複申告の負担を軽減する対象を拡大	46
5) 加算税の重複適用方法を合理的に調整	47
6) 電子税金計算書未発給加算税の規定を補完	48
7) 税金計算書の遅延発給加算税と未発給加算税の規定を明確化	49

5. 国際租税調整に関する法律

1) 海外金融口座の申告対象を合理化	50
2) 海外金融口座を申告しなかった場合の過料と罰金を引上げ	51
3) 海外金融口座を自主申告したときの過料の減免	52
4) 国際取引明細書を申告期限内に提出しなかったことに対して過料を賦課	53
5) 過少資本税制の適用基準を強化	54
6) 国際取引時の正常価格算出に関連する書類の提出を簡素化	55

6. 国税基本法

1) 申告褒賞金の支給対象を拡大	56
2) 国税および関税の更正請求期間を拡大	57

7. 所得税法および所得税法施行令

1) 退職所得の課税方式を改善	58
2) 退職金を年金として受け取る場合における年金所得税額の算定方式を変更	59
3) 退職所得税額の精算規定を2012年12月31日以前に退職年金口座に入金した退職所得にも適用	61
4) 勤労所得に含めない退職給与積立金の積立要件を新設	62
5) 所得繰延退職所得を税額繰延退職所得に転換する特例を新設	63
6) 役員の退職所得の限度規定を明確化	64
7) 書画や骨董品の譲渡所得に対する源泉徴収および納付の特例を新設	65

8. 相続税および贈与税法

1) 特殊関係にある株主間での差等配当に対する贈与税の課税	67
-------------------------------	----

8月6日に韓国政府企画財政部が税法改正案を発表しました。改正後に日系企業に適用される可能性があるかと判断される項目を選んでご紹介いたします。貴社の業務のご参考になれば幸いです。

1. 3つの「家計所得増大税制」を導入

1) 企業所得還流税制の新設（法人税法 - 新設 - ）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><なし></p>	<p><新設></p> <p><input type="checkbox"/> 企業所得還流税制</p> <p>○ 適用対象</p> <p>→ 自己資本が500億円を超える法人（中小企業を除外）、相互出資制限企業集団に所属する企業</p> <p>○ 課税方式</p> <p>→ AまたはBから選択 （※ 初めて選択したときは、その方式を3年間継続して適用）</p> <p>A方式（投資を含める方式） [当期所得×基準率α*(60~80%)-(投資+賃金増加+配当額など)]×10%</p> <p>B方式（投資を除外する方式） [当期所得×基準率β*(20~40%)-(賃金増加+配当額など)]×10%</p> <p>* 法で基準率の上限を定め、具体的基準率は施行令で規定</p> <p>- 当該年度の基準未達額は翌年度の基準超過額から控除可能（未控除残額は課税） - 当該年度の基準超過額は翌年度の基準未達額から控除可能</p> <p>※ 課税方式を申告していないときは初年度の税負担が少ない方式を適用し、未活用額は発生年度に即時課税</p> <p>○ 課税適用基準</p> <p>- 当期所得 → 各事業年度の所得金額（または会計上の法人税</p>

	<p>引前純利益) から、繰越欠損金、法人税額 (企業所得還流税は除外)、商法上の利益準備金積立額などを加算・減算調整した後の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> - 投資額 → 事業用の有形資産 (機械装置など) および無形資産の取得など、大統領令で定める資産取得額 - 賃金増加 → 職員 (役員と高額年俸者は除外) の賃金増加額 - その他 → 大企業と中小企業の協力に関連する支出 (例: 大企業と中小企業の共存共栄協力基金への出捐金) など、大統領令で定める金額 <p>○ 適用期限</p> <p>→ 2017年12月31日が属する事業年度分まで適用</p>
--	--

(2) 改正理由

企業の所得を投資や賃金増加、配当などの財源として活用するようにして、企業所得と家計所得との間の好循環を誘導する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される事業年度分から適用する。

2) 勤労所得増大税制の新設（租税特例制限法 - 新設 - ）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><なし></p>	<p><新設></p> <p>□ 勤労所得増大税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適用対象 → すべての企業（個人事業者を含む） ○ 適用要件 → ①と②をすべて満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ① 当該年度の常用勤労者の平均賃金*増加率>直前3カ年の平均賃金増加率の平均** * 平均賃金の計算時には役員や高額年俸者などを除外 ** 平均の計算時には賃金増加率がマイナスの年度は除外 ② 当該年度の常用勤労者数 ≥ 直前年度の常用勤労者数 ○ 税額控除率 → 中小企業・中堅企業10%、大企業5% ○ 税額控除額 <ul style="list-style-type: none"> = [当該年度の平均賃金－直前年度の平均賃金×(1+直前3カ年の平均賃金増加率の平均)] ×直前年度の勤労者数*×税額控除率 * 雇用増加効果を除去するため、当該年度ではなく前年度の勤労者数を乗じる。 ○ 適用期限 → 2017年12月31日が属する課税年度分まで適用

(2) 改正理由

勤労所得を増大させる企業に対してインセンティブを付与する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される課税年度分から適用する。

3) 配当所得増大税制の新設 (租税特例制限法 - 新設 -)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><なし></p>	<p><新設></p> <p><input type="checkbox"/> 配当所得の増大税制</p> <p>○ 適用対象</p> <p>→ ①または②に該当する上場株式を保有している株主</p> <p>① 市場平均配当性向または配当収益率が120%以上であつて、当該年度の総配当金が10%以上増加した上場株式</p> <p>② 市場平均配当性向または配当収益率が50%以上であつて、総配当金が30%以上増加した上場株式</p> <p>* 配当性向、配当収益率、総配当金増加率の算定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> - 配当性向：3カ年の現金配当金÷3カ年の当期純利益 - 配当収益率：3カ年の平均配当収益率 - 総配当金増加率：配当年度の総配当金のMax（直前年度、直前3カ年の平均配当金）に対する増加率 <p>○ 課税方式</p> <ul style="list-style-type: none"> - 分離課税対象 → 源泉徴収税率を14%から9%に引下げ - 総合課税対象 → 25%の選択的分離課税を許容 <p>* 現金配当に限定する。中間配当は除外する。</p> <p>○ 適用期限</p> <p>→ 2017年12月31日が属する事業年度の決算配当分まで適用</p>

(2) 改正理由

株主に対する高配当を誘因する仕組みを構築する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される事業年度の決算配当分から適用する。

2. 租税特例制限法および租税特例制限法施行令

1) 投資税額控除率の調整および適用期限の延長（租税特例制限法第26条）

(1) 主要内容

現行		改正案																																									
<p>□ 雇用創出投資税額控除</p> <p>○ 控除率</p> <p>→ 企業規模、投資地域、雇用増加程度に応じて、投資額の4～7%</p> <p>- 基本控除</p> <p>→ 雇用を維持したとき*に1～4%</p> <p>* 中小企業は雇用減少時にも適用するが、雇用人員が1名減少すれば1,000万円を差引く。</p> <p>- 追加控除*</p> <p>→ 雇用が増加したときに3%</p> <p>* 限度</p> <p>→ 雇用増加人数×（マイスター高校などの卒業生は2,000万円、青年、障害者、60歳以上は1,500万円、その他は1,000万円）</p>		<p>○ 控除率の調整</p> <p>→ 「4～7%」を「4～9%」に調整</p> <p>- 基本控除率を1%ポイント引下げ、追加控除率を1%ポイント引上げる。</p> <p>- 首都圏以外の地域に投資したときは、追加控除率を1%ポイント引上げる。</p> <p>- サービス業に対しては追加控除率を1%ポイント引上げる。</p>																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">大企業</th> <th colspan="2">中堅企業</th> <th colspan="2">中小企業</th> </tr> <tr> <th>首都圏内</th> <th>首都圏外</th> <th>首都圏内</th> <th>首都圏外</th> <th>首都圏内</th> <th>首都圏外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本控除</td> <td>1%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>(雇用減少時)</td> <td colspan="4">(排除)</td> <td colspan="2">(縮小)</td> </tr> <tr> <td>追加控除</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4%</td> <td>5%</td> <td>5%</td> <td>6%</td> <td>7%</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	大企業		中堅企業		中小企業		首都圏内	首都圏外	首都圏内	首都圏外	首都圏内	首都圏外	基本控除	1%	2%	2%	3%	4%	4%	(雇用減少時)	(排除)				(縮小)		追加控除	3%	3%	3%	3%	3%	3%	合計	4%	5%	5%	6%	7%	7%	
区分	大企業		中堅企業		中小企業																																						
	首都圏内	首都圏外	首都圏内	首都圏外	首都圏内	首都圏外																																					
基本控除	1%	2%	2%	3%	4%	4%																																					
(雇用減少時)	(排除)				(縮小)																																						
追加控除	3%	3%	3%	3%	3%	3%																																					
合計	4%	5%	5%	6%	7%	7%																																					

○ 適用期限 → 2014年12月31日	○ 適用期限 → 2017年12月31日
-------------------------	-------------------------

(2) 改正理由

雇用と連携した投資、地方投資、およびサービス業を支援する。

<改正案を反映させた場合の雇用創出投資税額控除率の変化>

(単位：%)

区分	大企業		中堅企業		中小企業		
	首都 圏内	首都 圏外	首都 圏内	首都 圏外	首都 圏内	首都 圏外	
基本控除	1→0	2→1	2→1	3→2	4→3	4→3	
追加控除	一般	3→4	3→5	3→4	3→5	3→4	3→5
	サービス業	3→5	3→6	3→5	3→6	3→5	3→6
合計	一般	4	5→6	5	6→7	7	7→8
	サービス業	4→5	5→7	5→6	6→8	7→8	7→9

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に投資する分から適用する。

2) 追加控除限度の優待対象に職業教育を実施する韓国型職業学校の卒業生を追加
(租税特例制限法第26条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 追加控除限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用増加人員1名当たり2,000万ウオン <ul style="list-style-type: none"> - マイスター高校と特性化高校の卒業生 - 小・中等教育法による各種学校のうち、一般高校の在学学生に対して職業課程の委託教育を行う学校の卒業生 ○ 雇用増加人員1名当たり1,500万ウオン <ul style="list-style-type: none"> - 青年・障害者・60歳以上の勤労者 ○ 雇用増加人員1名当たり1,000万ウオン <ul style="list-style-type: none"> - その他の勤労者 	<p>□ 雇用創出投資税制の追加控除優待対象を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用増加人員1名当たり2,000万ウオン <ul style="list-style-type: none"> - 同左 - 同左 <p><追加></p> <ul style="list-style-type: none"> - 職業教育を実施する韓国型職業学校の卒業生 <ul style="list-style-type: none"> ○ 同左 ○ 同左

(2) 改正理由

職業教育を実施する韓国型職業学校を支援する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に雇用する分から適用する。

3) サービス業の減価償却耐用年数の特例（租税特例制限法 - 新設 - ）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 有形固定資産（試験研究用の資産は除外）の減価償却耐用年数（所得税法施行令第63条、法人税法施行令第28条）</p> <p>○ 基準耐用年数の±25%の範囲（耐用年数の範囲）内で申告した耐用年数</p> <p>□ 固定資産に対する減価償却費は、各事業年度に損金として計上した場合に損金に算入（決算調整）</p>	<p>□ サービス業を営む企業*の設備資産の減価償却耐用年数の特例</p> <p>○ 要件</p> <p>→ 2年連続して設備資産投資額が増加したサービス業を営む企業*</p> <p>* 雇用創出投資税額控除が適用される事業（租税特例制限法施行令第23条第1項各号）のうち、サービス業に関連する業種</p> <p>○ 対象資産</p> <p>→ 企業が2015年1月から2015年12月までに取得した設備資産*</p> <p>* 車両と船舶は運輸業や賃貸業などで直接使用する場合に限る。</p> <p>○ 耐用年数</p> <p>→ 基準耐用年数の±40%の範囲内で申告した耐用年数</p> <p>□ 各事業年度に損金として計上しなくても損金算入が可能（申告調整）</p>

(2) 改正理由

サービス業の設備投資を支援する。

(3) 適用時期

2015年1月1日から2015年12月31日の間に取得する分に適用する。

4) 中小企業で働く青年に対して課税特例期間を延長 (租税特例制限法第30条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 中小企業の就職者に対する所得税の減免</p> <p>○ 適用対象</p> <p>→ 中小企業基本法上の中小企業に就職する青年、老人（60歳以上）、および障害者</p> <p>○ 支援内容</p> <p>→ 就業後3年間、勤労所得税を50%減免</p> <p>○ 業種</p> <p>→ 農業、林業、製造業など</p> <p>- 酒店および非アルコール飲料店業、金融保険業などは除外</p> <p>○ 適用期限</p> <p>→ 2015年12月31日</p>	<p>□ 減免期間の延長</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p> <p><新設></p> <p>- 中小企業で働く青年が兵役終了後に再び同一企業で働く場合、減免期間を2年追加して5年とする。</p> <p>- 同左</p>

(2) 改正理由

中小企業で働く青年の長期勤続を誘導する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に再就業する分から適用する。

5) キャリアが中断した女性を再雇用する中小企業に対する税額控除を新設

(租税特例制限法第29条の3 - 新設 -)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><なし></p>	<p><新設></p> <p>□ キャリアが中断した女性を再雇用する中小企業に対する税額控除</p> <p>○ 支援対象 → キャリアが中断した女性を再雇用する中小企業</p> <p>○ キャリア中断女性 (①から③までをすべて満たすこと)</p> <p>① 退職前に1年以上の勤労所得があること</p> <p>② 出産および育児を事由に退職したこと</p> <p>③ 退職後、3～5年以内に従前の中小企業に再就職</p> <p>○ 税制支援 → 雇用後2年間に支給する人件費の10%を税額控除</p> <p>○ 適用期限 → 2017年12月31日</p> <p>※ 雇用創出投資税額控除、R & D費用税額控除、および雇用増加人員に対する社会保険料の税額控除との併用適用が可能</p>

(2) 改正理由

出産や育児でキャリアが中断した女性の再就職を支援する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に雇用する分から適用する。

6) 外国人勤労者に対する課税特例の適用期限を延長 (租税特例制限法第 30 条の 2)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 外国人勤労者に対する課税特例</p> <p>○ 特例内容</p> <ul style="list-style-type: none"> - 韓国内で働き始めた日から5年間、17%の単一税率を適用 <p>○ 適用期限</p> <p>→ 2014年12月31日</p>	<p>○ 同左</p> <p>○ 適用期限の廃止および延長</p> <ul style="list-style-type: none"> - ヘッドクォーター認証企業 * → 期限を廃止 <p style="margin-left: 40px;">* グローバル企業の核心機能（事業戦略、人事管理、R&Dなど）の支援・調整業務を遂行</p> <ul style="list-style-type: none"> - その他の企業 → 2016年12月31日（2年延長）

(2) 改正理由

高付加価値の外国人投資を誘致することによって成長潜在力を拡充する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に始めて労働を提供する分から適用する。
 但し、2015年1月1日以後に「ヘッドクォーター認証を受けた企業」に対して労働を提供した者にも改正規定を適用する。

7) 中小企業が非正規社員を正社員に転換したときの税額控除の適用期限を延長
(租税特例制限法第30条の2)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 2013年6月30日現在に非正規社員である者を正社員に転換したとき、1人につき100万ウオンを税額控除</p> <p>○ 適用期限 → 2014年12月31日</p>	<p>□ 2014年6月30日現在に非正規社員である者を正社員に転換したとき、1人につき100万ウオンを税額控除</p> <p>○ 適用期限 → 2015年12月31日</p>

(2) 改正理由

中小企業が非正規社員を正社員に転換するよう、支援を持続する。

8) 青年雇用などに対して外国人投資減免限度を拡大 (租税特例制限法第121条2)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 外国人投資企業に対する所得税、法人税の減免限度 → ①+②</p> <p>① 金額基準 → 外国人投資金額の50%~70*% * 7年型減免 (大規模投資、高度技術随伴事業に対する減免)</p> <p>② 雇用基準 → 常時雇用人員1名当り1,000万㊦ * 外国人投資金額の20%を限度とする。</p>	<p>① 同左</p> <p>② 雇用基準 → 常時雇用人員1名当りの減免額に差を付けて適用</p> <ul style="list-style-type: none"> - マイスター高校と特性化高校の卒業生など → 2,000万㊦ - 青年、障害者、60歳以上 → 1,500万㊦ - その他 → 1,000万㊦ <p>* 限度額 (外国人投資金額の20%)は維持</p>

(2) 改正理由

青年や障害者などに対する雇用創出を支援する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される分から適用する。

9) 外国人投資企業の同一事業場内における減免対象範囲を補完 (租税特例制限法第121条2)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 外国人投資企業に対する所得税および法人税の減免</p> <p>○ 減免率</p> <ul style="list-style-type: none"> - 高度技術随伴事業・産業支援サービス業 → 5年間100%、2年間50% - その他 → 3年間100%、2年間50% <p>○ 同一の事業場内で減免率が異なる減免対象事業を営むとき、1つの事業を選択して適用することが可能</p>	<p>○ 同左</p> <p>○ 同一の事業場内で減免率が異なる減免対象事業を区分経理する場合、それぞれの減免を許容</p> <p>- 但し、減免期間の起算点は、同一事業場内で減免対象所得が最初に発生した事業年度の開始日から計算</p>

(2) 改正理由

外国人投資に対する税制支援の実効性を高める。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に租税減免を申請する分から適用する。なお、2015年1月1日以前に減免を申請した分は改正規定に従って申請したものと見なす。

10) 租税特例制限法における中小企業の要件を調整 (租税特例制限法施行令第2条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 租税特例制限法における中小企業の要件</p> <p>○ 規模基準</p> <ul style="list-style-type: none"> - 常時従業員数、資本金または売上高が中小企業基本法における基準以内であること <p>○ 卒業基準 (基準を超過したときには中小企業ではなくなる)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 常時従業員数 → 1,000人 - 自己資本 → 1,000億円 - 売上高 → 1,000億円 - 資産総額 → 5,000億円 	<p>□ 中小企業の要件を簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> - 売上高が中小企業基本法における基準*以内であること (常時従業員数基準と資本金基準を廃止) <p>* 業種別に400/600/800/1,000/1,500億円のグループに細分化</p> <ul style="list-style-type: none"> - 廃止 - 廃止 - 同左 - 同左

(2) 改正理由

中小企業の要件を簡素化する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される課税年度分から適用する。

1 1) 中小企業特別税額減免の適用対象の拡大と適用期限の延長（租税特例制限法第7条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 中小企業特別税額減免</p> <p>○ 適用対象</p> <p>- 製造業など42業種を営む中小企業</p> <p>○ 税額減免率</p> <p>- 地域、業種、企業規模に応じて算出税額の5～30%を減免</p> <p>○ 適用期限 → 2014年12月31日</p>	<p>□ 適用対象の拡大、適用期限の延長</p> <p>○ 適用対象の拡大</p> <p>- 映画館運営業を追加</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 適用期限 → 2017年12月31日</p>

(2) 改正理由

製造業とサービス業との間の差別を解消するとともに、中小企業の税負担を緩和する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される課税年度分から適用する。

1 2) 生産性向上施設投資に対する税額控除制度を整備（租税特例制限法第24条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 生産性向上施設投資に対する税額控除</p> <p>○ 適用対象 → 工程改善、自動化・情報化施設、ハイテク設備、知識管理システムなど</p> <p>○ 控除率 → ・大企業 3% ・中堅企業 3% ・中小企業 7%</p> <p>○ 適用期限 → 2014年12月31日</p>	<p>□ 中堅企業の区間を新設、適用期限を延長</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 控除率 → ・同左 ・5%に引上げ ・同左</p> <p>○ 適用期限 → 2017年12月31日</p>

(2) 改正理由

中堅企業に対する税制支援を拡大する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に投資する分から適用する。

1 3) 第三者物流費用に対する税額控除を拡大 (租税特例制限法第104条の14)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 第三者物流費用の税額控除</p> <p>○ 適用対象</p> <p>→ ①または②</p> <p>① 直前年度に比べて第三者物流費用が増加した分</p> <p>② 当該年度に第三者物流の割合が30%を超過したとき、その30%超過分</p> <p>○ 控除率 → 3%</p> <p>○ 適用期限 → 2015年12月31日</p>	<p>○ 同左</p> <p>- 控除率に差を付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業 → 5%に引上げ ・ 一般企業 → 3%に据え置き <p>○ 同左</p>

(2) 改正理由

物流専門企業を育成するとともに、中小企業を支援する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される課税年度分から適用する。

14) 地方に移転する中小企業に対する税額減免の起算年度の変更など
(租税特例制限法第63条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 中小企業の地方移転に対する税制支援</p> <p>○ 対象 → 地方に移転する*中小企業</p> <p>* 「首都圏過密抑制圏域」から当該圏域外への移転</p> <p>○ 支援内容 - 所得税および法人税を7年間100%、3年間50%減免</p> <p>* 地方広域市や首都圏隣接地域などに移転したときは7年間減免</p> <p>○ 減免起算年度 - 移転日が属する課税年度</p> <p>○ 適用期限 → 2014年12月31日</p>	<p>□ 起算日の変更および適用期限の延長</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 減免起算年度の変更 - 最初の所得発生日が属する課税年度</p> <p>○ 適用期限 → 2017年12月31日</p>

(2) 改正理由

地域経済の活性化を支援する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に移転する分から適用する。

15) 法人の工場と本社の地方移転に対する税額減免制度を改善

(租税特例制限法第63条の2、租税特例制限法施行令第60条の2)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 法人の工場と本社の地方移転に対する税制支援</p> <p>○ 対象</p> <p>→ 地方に移転する*法人</p> <p>* 「首都圏過密抑制圏域」から首都圏外への移転</p> <p>○ 支援内容</p> <p>- 所得税および法人税を7年間100%、3年間50%減免</p> <p>* 地方広域市や首都圏隣接地域などに移転したときは7年間減免</p> <p>○ 減免起算年度</p> <p>- 移転日が属する課税年度</p> <p>○ 減免除外業種</p> <p>- 不動産業、消費性サービス業、建設業</p> <p>○ 減免対象所得</p> <p>→ ①×Mix (②、③)</p> <p>① 課税標準ー (土地、建物の譲渡差益など)</p> <p>② 移転した本社に勤務する者の給与比率</p>	<p>□ 起算日変更などの制度改善</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 減免起算年度の変更</p> <p>- 最初の所得発生日が属する課税年度</p> <p>○ 減免除外業種の追加</p> <p>- 同左</p> <p>- 無店舗販売業、海運仲介業</p> <p>○ 減免対象所得</p> <p>→ ①×Mix (②、③) ×④</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p>

<p>③ 移転した本社に勤務する者の人員比率</p> <p>○ 減免税額の追徴</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地方移転日後に首都圏で勤務する者の数が50%以上である場合 <p>○ 適用期限</p> <p>→ 2014年12月31日</p>	<p>③ 同左</p> <p><追加></p> <p>④ 委託加工貿易外の売上比率</p> <p>○ 減免税額追徴の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地方移転日から3年後に首都圏で勤務する者の数が50%以上の場合 <p>○ 適用期限</p> <p>→ 2017年12月31日</p>
--	---

(2) 改正理由

地域経済の活性化を支援し、制度を合理化する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に移転する分から適用する。

16) 「企業都市」に入居する企業に対する経過措置を延長（租税特例制限法付則第78条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><input type="checkbox"/> 「企業都市」に対する税制支援</p> <p>○ 対象 → 創業企業、開発事業施行者</p> <p>* 100億円以上を投資する創業企業、1,000億円以上を投資する開発事業施行者</p> <p>○ 支援内容 - 所得税および法人税を3年間100%、2年間50%減免</p> <p>* 開発事業施行者は3年間50%、2年間25%減免</p> <p><input type="checkbox"/> 法人税の減免経過措置</p> <p>○ 2012年12月31日まで企業都市に入居</p> <p>○ 2013年末まで入居すると入居協約または了解覚書を締結した企業が2014年12月31日までに企業都市に入居した場合</p>	<p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p> <p><input type="checkbox"/> 経過措置の延長</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 2014年末まで入居すると入居協約または了解覚書を締結した企業が2016年12月31日まで企業都市に入居した場合</p>

(2) 改正理由

企業都市を支援する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される課税年度分から適用する。

17) 工場の大都市外への移転に対する法人税課税特例の適用期限を延長
(租税特例制限法第60条、第61条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><input type="checkbox"/> 大都市*に所在する工場**を大都市外に移転する場合における工場譲渡差益の課税繰延特例（5年据え置き、5事業年度に分割して益金に算入 - 第60条 - ）</p> <p>* 首都圏過密抑制圏域、大丘広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市</p> <p>** 製造または事業単位で独立した工場、自動車整備工場</p> <p><input type="radio"/> 適用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大都市から大都市外の地域へ移転 - 先に移転した後に2年以内に譲渡、または先に譲渡した後に1年以内に取得して移転、もしくは先に譲渡した後に3年以内に浚渫して移転 - 移転後に移転前と同じ業種を営為 <p><input type="radio"/> 事後管理</p> <p>→ 下記の事由が発生したときは、課税繰延金額を益金に算入し、利子相当加算額を賦課</p> <ul style="list-style-type: none"> - 適用要件期間内に工場を移転しなかった場合 - 事業を廃止または解散する場合 <p><input type="radio"/> 適用期限 → 2014年12月31日</p>	<p><input type="checkbox"/> 同左</p> <p><input type="radio"/> 同左</p> <p><input type="radio"/> 同左</p> <p><input type="radio"/> 適用期限 → 2017年12月31日</p>

現行	改正案
<p>□ 首都圏過密抑制圏域に所在する本店や主事務所を首都圏過密抑制圏域外に移転する場合における本店などの譲渡差益に対する課税繰延特例（5年据え置き、5事業年度に分割して益金に算入 - 第61条 - ）</p> <p>○ 適用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 過密抑制圏域から過密抑制圏域外の地域に移転 - 先に移転した後に2年以内に譲渡、または先に譲渡した後に3年以内に移転 <p>○ 事後管理</p> <p>→ 下記の事由が発生したときは、課税繰延金額を益金に算入し、利子相当加算額を賦課</p> <ul style="list-style-type: none"> - 適用要件期間内に本店などを移転しなかった場合 - 移転後に過密抑制圏域内の本社で業務に従事する常時勤務人数が年平均で50%以上の場合 - 過密抑制圏域の本社などの処分代金を本社移転費用以外に使用した場合 - 事業を廃止または解散した場合 <p>○ 適用期限 → 2014年12月31日</p>	<p>□ 同左</p> <p>○ 同左</p> <p><追加></p> <ul style="list-style-type: none"> - 移転後に同じ業務を営為 <p>- 同左</p> <ul style="list-style-type: none"> - 移転日から3年後、過密抑制圏域に従事する常時勤務人数が年平均で50%以上の場合 <p>- 同左</p> <p>- 同左</p> <p>○ 適用期限 → 2017年12月31日</p>

(2) 改正理由

地域間の均衡発展を誘導する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に移転・譲渡する分から適用する。

18) 中小企業の工場移転に対する課税特例の適用期限を延長 (租税特例制限法第85条の8)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 中小企業が工場移転のために工場などを譲渡する場合における法人税と譲渡所得税に対する課税特例</p> <p>○ 対象</p> <p>→ 10年以上事業を営んだ中小企業が工場移転*のために代替工場を取得したとき</p> <p>* 首都圏過密抑制圏域外へ移転</p> <p>○ 特例</p> <p>→ 3年据え置き、その後3年間に均分して益金に算入(法人)、または分割納付(個人)</p> <p>○ 適用期限 → 2014年12月31日</p>	<p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 適用期限 → 2017年12月31日</p>

(2) 改正理由

中小企業の工場地方移転を支援する。

19) 新成長動力の研究・人材開発費の税額控除対象を追加 (租税特例制限法施行令別表7)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 新成長動力の研究・人材開発費の税額控除の対象となる技術</p> <p>○ エコLED、エコカーなど、31分野の63技術</p> <p>○ 税額控除率 → 中小企業 30% 一般企業 20%</p> <p>○ 適用期限 → 2015年12月31日</p>	<p>○ 同左</p> <p><追加></p> <p>○ 映像コンテンツ（映画、アニメーション、放送）およびゲームコンテンツの企画・製作・サービス関連技術</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p>

(2) 改正理由

文化コンテンツの革新技术に対する税制支援を強化する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される課税年度分から適用する。

20) 文化接待費の損金算入特例の適用期限を延長 (租税特例制限法第136条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 文化分野に支出する接待費は、一般の接待費とは別途に、内国人の接待費の10%に相当する金額の範囲内で損金に追加算入</p> <p>○ 適用期限 → 2014年12月31日</p>	<p>○ 適用期限 → 2017年12月31日</p>

(2) 改正理由

企業の文化・芸術に対する支出を支援して健全な接待のあり方を定着させる。

2 1) 安全設備などへの投資に対する税額控除制度を整備（租税特例制限法第25条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 安全設備などへの投資に対する税額控除</p> <p>○ 適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> - 産業災害予防施設 <ul style="list-style-type: none"> ・一般産業災害予防施設 ・ガス安全管理施設 <p>○ 税額控除率</p> <ul style="list-style-type: none"> - 投資金額の3% <p>* 但し、中小企業が技術流出防止設備に投資したときは7%</p> <p>○ 適用期限：2014年12月31日</p>	<p>○ 適用対象の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> - 産業災害予防施設 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 <p><追加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質管理法における化学物質安全管理施設 <p><追加></p> <ul style="list-style-type: none"> - 消防施設および自社消防隊* <p>* 消防施設設置法などによる義務がない者が設置した場合に限る。</p> <p>○ 税額控除率</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大企業3%、中堅企業3%→5%、中小企業3%→7% <p>* 但し、中小企業が技術流出防止設備に投資したときは10%に引上げ</p> <p>○ 適用期限：2017年12月31日</p>

(2) 改正理由

企業の安全投資の拡大を誘導する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に投資する分から適用する。

2 2) 環境保全施設への投資に対する税額控除の適用対象を拡大（租税特例制限法第25条の3）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 環境保全施設への投資に対する税額控除</p> <p>○ 適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大気汚染防止施設、消音防止施設、水質汚染防止施設など <p>○ 税額控除率</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大企業：3% - 中堅企業：5% - 中小企業：10% <p>○ 適用期限 → 2016年12月31日</p>	<p>○ 適用対象の拡大</p> <p><追加></p> <ul style="list-style-type: none"> - 土壌汚染防止施設* <p>* 土壌環境保全法上の土壌汚染の防止に効果的な施設設置の勧奨基準に適合した施設に限る（法で設置が義務付けられた施設は除外）。</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p>

(2) 改正理由

企業の土壌汚染防止施設への投資を誘導する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に投資する分から適用する。

23) 勤労者福祉増進施設投資に対する税額控除の適用対象を拡大（租税特例制限法第94条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 勤労者福祉増進施設への投資に対する税額控除</p> <p>○ 適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> - 従業員寄宿舍、住宅のない従業員向けの賃貸国民住宅、職場保育園など <p>○ 税額控除率</p> <ul style="list-style-type: none"> - 投資金額の7%* <p>* 地方の未分譲寄宿舍、賃貸住宅、職場保育園に対する投資は投資金額の10%</p> <p>○ 適用期限：2015年12月31日</p>	<p>○ 適用対象の拡大</p> <p><追加></p> <ul style="list-style-type: none"> - 医療法上の社内付属医療機関 <p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p>

(2) 改正理由

勤労者の健康管理を支援する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に投資する分から適用する。

24) 建物および構築物に対する各種投資税額控除の事後管理期間を延長
(租税特例制限法第146条、第94条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 減免税額の追徴（第146条）</p> <p>○ 各種の投資税額控除*を受けた後、投資完了日から2年が経過する前に当該資産を処分・賃貸した場合</p> <p>- 税額控除額および利子相当額を追徴</p> <p>* 生産性向上施設、安全設備、省エネ施設への投資、雇用創出投資に対する税額控除など</p> <p>□ 勤労者福祉増進施設への投資に対する税額控除の減免税額の追徴（第94条）</p> <p>○ 該当資産の竣工日または購入日から3年以内にその資産を他の目的に転用した場合</p> <p>- 税額控除額および利子相当額を追徴</p>	<p>□ 建物および構築物*の事後管理期間の延長</p> <p>○ 2年を5年に延長</p> <p>* (例)</p> <p>① 雇用創出投資税額控除：宿泊施設、専門休養施設、博物館、美術館、公演場、科学館など</p> <p>② 勤労者福祉増進施設への投資に対する税額控除：無住宅従業員向けの賃貸住宅、従業員寄宿舍など</p> <p>○ 「3年以内」を「5年以内」に延長</p>

(2) 改正理由

税額控除対象の建物および構築物に対する事後管理を強化する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に投資する分から適用する。

2 5) 外国人技術者に対する所得税減免制度の見直し

(租税特例制限法第18条、租税特例制限法施行令第16条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 外国人技術者に対する所得税の減免</p> <ul style="list-style-type: none">○ 減免対象 → 韓国内で労働を提供する外国人技術者（研究員や専門技術者など）○ 減免特典 → 勤労所得税を2年間、50%減免○ 適用期限 → 2014年12月31日	<ul style="list-style-type: none">○ 減免対象 → 外国人投資企業のR&Dセンターに勤務する外国人技術者など (対象縮小)○ 同左○ 適用期限 → 2018年12月31日

(2) 改正理由

高付加価値の外国人投資を支援する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に労働を提供する分から適用する。但し、現行の減免規定の適用を受けている外国人勤労者に対しては、減免開始日から2年間は現行規定を適用する。

26) 外国人投資企業の投資履行期間に関する規定を補完（租税特例制限法第121条の5）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 外国人投資に対する所得税や法人税などの減免税額の追徴事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人投資促進法によって登録が抹消された場合 ○ 租税減免基準に該当しなくなった場合 ○ 当該外国人投資企業が廃業する場合 ○ 外国人投資の申告後、5年間、出資を履行しない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 外国人投資促進法*によって投資履行期間を延長して出資を履行した場合には追徴対象から除外 <p>* 外国人投資企業の投資履行期間を最長1年間延長することが可能（6ヶ月延長した後に、もう1回延長する）</p>

(2) 改正理由

外国人投資企業の不便を解消する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に決定・更正する分から適用する。

3. 法人税法および法人税法施行令

1) 中小企業の減価償却耐用年数の特例（所得税法施行令第63条、法人税法施行令第28条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> □ 有形固定資産（試験研究用資産は除外）の減価償却耐用年数（所得税法施行令第63条、法人税法施行令第28条） ○ 基準耐用年数の±25%の範囲（耐用年数の範囲）内で申告した耐用年数 	<ul style="list-style-type: none"> □ 中小企業の設備資産の減価償却耐用年数の特例 ○ 要件 <ul style="list-style-type: none"> → 前年に比べて設備資産への投資額が増加した中小企業 ○ 対象資産 <ul style="list-style-type: none"> → 2014年10月から2015年12月までに取得した設備資産* * 車両と船舶は運輸業や賃貸業などで直接使用する場合に限る。 ○ 耐用年数 <ul style="list-style-type: none"> → 基準耐用年数の±50%の範囲内で申告した耐用年数

(2) 改正理由

中小企業の設備投資を支援する。

(3) 適用時期

令の施行日が属する事業年度(課税期間)分から適用する。

2) 特許権の減価償却耐用年数を短縮（法人税法施行規則別表3）

(1) 主要内容

現行	改正案
<input type="checkbox"/> 無形資産の耐用年数	
<input type="radio"/> 特許権 → 10年	<input type="radio"/> 特許権 → 7年
<input type="radio"/> 商標権、実用新案権、デザイン権 → 5年	<input type="radio"/> 同左

(2) 改正理由

特許技術の取得費用の早期回収を支援する。

(3) 適用時期

この規則の施行以後に特許権を取得した分から適用する。

3) 中小企業の接待費限度を引上げ（法人税法第25条、所得税法第35条）

(1) 主要内容

現行	改正案								
<p>□ 接待費の損金算入限度 → (①+②)</p> <p>① 基本限度 - 一般企業 → 1,200万ウオン - 中小企業 → 1,800万ウオン</p> <p>② 収入金額×適用率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">収入金額</th> <th style="text-align: center;">適用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億ウオン以下</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>100億ウオン～500億ウオン</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>500億ウオン超過</td> <td style="text-align: center;">0.03%</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	適用率	100億ウオン以下	0.2%	100億ウオン～500億ウオン	0.1%	500億ウオン超過	0.03%	<p>① 中小企業の基本限度を引上げ - 同左 - 中小企業 → 2,400万ウオン</p> <p>② 同左</p> <p>○ 適用期限：2016年12月31日</p>
収入金額	適用率								
100億ウオン以下	0.2%								
100億ウオン～500億ウオン	0.1%								
500億ウオン超過	0.03%								

(2) 改正理由

中小企業の接待費支出にともなう税負担を軽減する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に支出する分から適用する。

4) 内国法人の国外子会社からの配当に対する間接外国納付税額控除の適用対象を縮小

(法人税法第57条、法人税法施行令第94条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 間接外国納付税額の控除</p> <p>○ 内国法人（親会社）が国外子会社から配当を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国外子会社が外国で納付した法人税額のうち、配当所得の比率に相当する額を親会社の法人税から税額控除または損金算入 <p>○ 適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国外子会社 <ul style="list-style-type: none"> → 国外子会社の株式の10%以上を親会社が直接保有 - 国外孫会社 <ul style="list-style-type: none"> → 国外孫会社の株式の10%以上を国外子会社が直接保有し、親会社が10%以上を間接保有 	<p>○ 適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国外子会社 <ul style="list-style-type: none"> → 国外子会社の株式の25%以上を親会社が直接保有 - 国外孫会社 <ul style="list-style-type: none"> → 適用除外

(2) 改正理由

課税が国内投資*と海外投資との間で公平に行われるよう、国外孫会社と単純な持分投資を目的とする国外子会社を適用対象から除外する。

* 国内にある子会社からの配当所得に対しては、持分率、上場しているかどうか、持ち株会社であるかどうかなどにより、30%から100%までの範囲で課税が免除されている（益金不算入）。また、孫会社は適用が排除されている。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される事業年度分から適用する。

5) 外国納付税額控除限度の計算方式を合理化

(租税特例制限法第117条、法人税法施行令第94条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 居住者および内国法人が外国で納付した税額は税額控除または損金算入</p> <p>○ 当該年度の税額控除限度 → Min (外国納付税額、限度額*)</p> <p>*限度 = $\frac{\text{国内外の源泉所得に対する算出税額}}{\text{国内外の全所得}} \times \text{国外源泉所得一費用}$</p> <p>○ 限度計算方式 → ①と②の中から選択</p> <p>① 国別限度方式：国別に区分して限度を計算</p> <p>② 一括限度方式：国別に区分せず、一括して限度を計算</p> <p>○ 限度超過額 (外国納付税額 > 限度額) が発生したときは5年間で繰越控除</p>	<p>○ 同左</p> <p>○ 限度計算方式 → 国別限度方式のみを許容</p> <p>① 同左</p> <p>② 削除</p> <p>○ 同左</p>

(2) 改正理由

税率の低い国を利用した外国納付税額の過大控除するのを防止する。なお、アメリカやイギリスなど OECD 加盟国の大部分は一括限度方式を許容していない。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される課税年度分から適用する。

6) 中小企業保有の土地などを譲渡したときの追加課税を1年間猶予 (法人税法第55の2第1項)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 法人保有の住宅および非事業用土地を譲渡したときの追加課税</p> <p>○ 税率 → 法人税率+10%p</p> <p>○ 施行時期 → 2014年1月1日以後</p> <p>- 但し、中小企業は2015年1月1日以後に施行 (2014年は追加課税を猶予)</p>	<p>○ 同左</p> <p>- 中小企業に対しては追加課税をさらに1年間猶予 (2016年1月1日以後に施行)</p>

(2) 改正理由

不動産取引の活性化を支援する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に譲渡する分から適用する。

7) 支払明細書不誠実提出加算税率の引下げなど（法人税法第76条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 利子所得や配当所得などの支払明細書不誠実提出加算税</p> <p>○ 賦課事由 → 支払明細書を提出しない場合や、提出された支払明細書が分明ではない場合</p> <p>○ 加算税率 → 2%</p> <p>- 但し、提出期限が経過してから1ヶ月以内に提出したときは1%</p>	<p><追加></p> <p>○ 支払明細書を事実と異なるよう記載して提出した場合</p> <p>- 但し、提出期限の経過後3ヶ月以内に提出したときは1%</p>

(2) 改正理由

支払明細書の提出にともなう加算税の負担を緩和する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に提出する分から適用する。

8) 法人税申告期限の延長にともなう加算利子を緩和 (法人税法施行令第97条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><input type="checkbox"/> 外部監査が終結していない場合は、申告期限の延長特例を適用する。</p> <p>○ 延長期限 → 1ヶ月</p> <p>○ 利子率 → 1日につき1万分の3 (年利10.95%)</p>	<p>○ 同左</p> <p>○ 1日につき1万分の0.794 (年利2.9%*)</p> <p>* 国税還付金利子率の水準</p>

(2) 改正理由

法人税の申告期限の延長にともなう利子負担を緩和する。

(3) 適用時期

法人税法施行令の施行日が属する事業年度の分から適用する。

4. 付加価値税法

1) ゼロ税率の適用対象となる外貨獲得役務に臨床試験役務を追加 (付加価値税法施行令第33条第2項1)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p data-bbox="204 678 783 808">□ 非居住者および国外事業者に提供するときにゼロ税率が適用される外貨獲得役務の範囲</p> <p data-bbox="233 875 730 909">○ 専門、科学、および技術サービス業</p>	<p data-bbox="818 925 927 958"><追加></p> <p data-bbox="858 972 1305 1005">- 医療機関が提供する臨床試験役務</p>

(2) 改正理由

医療機関の臨床試験役務の競争力を高める。

(3) 適用時期

付加価値税法施行令の施行日以後に供給する分から適用する。

2) 海外オープンマーケットから購入するアプリや音楽ファイルなど電子的役務に付加価値税を課税
(付加価値税法 - 新設 -)

(1) 主要内容

現行	改正案						
<p><input type="checkbox"/> 国内オープンマーケット（SKTや KTなどのアプリケーションストア）などから購入するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内開発者のアプリケーションソフト → 国内開発者が申告・納付 ○ 海外開発者のアプリケーションソフト → 国内のオープンマーケット事業者などが申告・納付 <p><input type="checkbox"/> 海外オープンマーケット（GoogleやAppleなどのアプリケーションストア）などから購入するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内開発者のアプリケーションソフト → 国内開発者が申告・納付 ○ 海外開発者のアプリケーションソフト → 海外開発者、海外オープンマーケット事業者のいずれも納付せず 	<p><input type="checkbox"/> 同左</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 海外開発者のアプリケーションソフト → 海外オープンマーケット事業者が韓国国税庁ホームページにアクセスし、「簡便事業者登録」をして納付</p> <p>※ 海外オープンマーケットからアプリケーションソフトを購入する場合の付加価値税の課税</p> <table border="1" data-bbox="858 1756 1353 1953"> <thead> <tr> <th>開発者</th> <th>納付義務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内開発者</td> <td>開発者</td> </tr> <tr> <td>海外開発者</td> <td>オープンマーケット事業者（Google、Appleなど）</td> </tr> </tbody> </table>	開発者	納付義務者	国内開発者	開発者	海外開発者	オープンマーケット事業者（Google、Appleなど）
開発者	納付義務者						
国内開発者	開発者						
海外開発者	オープンマーケット事業者（Google、Appleなど）						

(2) 改正理由

国内開発者と海外開発者との間で課税が公平に行われるようにするため、課税基盤を拡大する。

ちなみに、欧州連合では域内および域外のオープンマーケット事業者にはオンライン事業者登録（MOSS）をさせ、付加価値税を納付させている。オープンマーケット事業者が登録地で欧州連合全体での自社のアプリケーション消費分に対して付加価値税を納付し、登録地国は消費地国に付加価値税を配分している。

(3) 適用時期

2015年7月1日以後に供給される分から適用する。

3) 金融・保険役務に対する付加価値税の免除範囲を縮小（付加価値税法施行令第40条第1項）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 免税される金融・保険役務の範囲</p> <p>○ 銀行業、金融投資業、保険業、与信専門金融業など</p> <p>※ 不動産賃貸役務、債権取立業、宝くじ・入場券代行役務などには課税</p>	<p>○ 外国の課税事例を勘案して、本質的に金融・保険役務に該当しない手数料については課税に転換</p> <p>※ 具体的対象は施行令の改正時に確定</p>

(2) 改正理由

課税基盤を拡大するとともに、金融・保険役務と類似役務との間で課税が公平に行われるようにする。

(3) 適用時期

2015年7月1日以後に役務を供給する分から適用する。

4) 税法間での重複申告の負担を軽減する対象を拡大（付加価値税法第8条第9項）

(1) 主要内容

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 個別消費税法および交通・環境・エネルギー税法による申告時に、付加価値税法上で申告したものと認められる範囲 <input type="checkbox"/> 開業・休業・廃業・変更申告、譲受・相続・合併申告	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 付加価値税法上の申告と認められる範囲を拡大 <input type="checkbox"/> 同左 <追加><input type="checkbox"/> 事業者単位課税適用申告

(2) 改正理由

事業者の重複申告の負担を軽減して納税の便宜を図る。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に事業者単位課税適用申告をする分から適用する。

5) 加算税の重複適用方法を合理的に調整（付加価値税法第60条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><input type="checkbox"/> 同一の売上に対して①と②が重複適用されるときには、①のみを適用</p> <p>① 売上税金計算書合計表の遅延提出加算税* → 供給価額×0.5%</p> <p>* 売上税金計算書合計表を予定申告および確定申告期限（売上税金計算書合計表提出期限）が経過してから提出した場合</p> <p>② 税金計算書遅延発給加算税*</p> <p>→ 供給価額×1%</p> <p>* 税金計算書を発給期限（供給日など）が経過した後、課税期間内に発給した場合</p>	<p><input type="checkbox"/> ①と②が重複適用されるときには、②のみを適用</p>

(2) 改正理由

課税の公正性を高める。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に供給する分から適用する。

6) 電子税金計算書未発給加算税の規定を補完 (付加価値税法第60条第2項)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><input type="checkbox"/> 税金計算書未発給加算税*</p> <p>* 課税期間内に発給しなかった場合</p> <p><input type="radio"/> 供給価額×2%</p>	<p><補完></p> <p><input type="checkbox"/> 電子税金計算書の発給義務者が課税期間内に紙の税金計算書を発給したとき、加算税負担を緩和</p> <p><input type="radio"/> 供給価額×1%</p>

(2) 改正理由

電子税金計算書の代わりに紙の税金計算書を発給したときは加算税の負担を緩和する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に供給する分から適用する。

7) 税金計算書の遅延発給加算税と未発給加算税の規定を明確化（付加価値税法第60条第2項）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 税金計算書遅延発給加算税の適用要件</p> <p>○ 発給時期*の経過後、当該課税期間の終了日までに発給した場合</p> <p>* 原則 → 供給日に発給 月合計 → 供給日の翌月10日までに発給</p> <p>- 月合計税金計算書は供給日が属する課税期間末の翌月10日までに発給した場合</p> <p>□ 税金計算書未発給加算税の適用要件</p> <p>○ 供給日が属する課税期間内に発給しなかったとき</p> <p>- 月合計税金計算書は供給日が属する課税期間末の翌月10日までに発給しなかったとき</p>	<p>- 月合計税金計算書で、発給時期が課税期間終了日以後（6月分、12月分の月合計税金計算書）である場合には、遅延発給加算税の適用を排除</p> <p>- 月合計税金計算書で、発給時期が課税期間終了日以後（6月分、12月分の月合計税金計算書）である場合には、発給時期までに発給しなかったとき</p>

(2) 改正理由

月合計税金計算書などの発給時期を勘案して改正する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に供給する分から適用する。

5. 国際租税調整に関する法律

1) 海外金融口座の申告対象を合理化（国際租税調整に関する法律第34条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none">□ 申告対象→ 海外金融口座 ○ 国外に所在する金融会社に開設した全ての金融口座	<ul style="list-style-type: none">○ 同左 <p><新設></p> <ul style="list-style-type: none">○ 自動情報交換協定を締結した国*に所在する金融会社に開設した金融口座は申告対象から除外（協定を締結していない国の口座残高が10億ウォンを超過するときのみ申告） <p>* 具体的な対象国は施行規則で規定</p>

(2) 改正理由

納税者の申告の負担を緩和する。

(3) 適用時期

2016年1月1日以後に申告義務が到来する分から適用する。

2) 海外金融口座を申告しなかった場合の過料と罰金を引上げ(国際租税調整に関する法律第34条の2、第34条の3、第35条、国際租税調整に関する法律施行令第51条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 未申告過料</p> <p>○ 未申告金額が20億ウォン以下の分 → 未申告金額の4%</p> <p>○ 未申告金額が20億ウォン超過50億ウォン以下の分 → 未申告金額の7%</p> <p>○ 未申告金額が50億ウォン超過の分 → 未申告金額の10%</p> <p>□ 未疏明過料 → 未疏明金額の10%</p> <p>□ 刑事処罰</p> <p>○ 未申告金額が50億ウォンを超過 → 未申告金額の10%以下の罰金、または2年以下の懲役</p>	<p>→ 未申告金額の10%に引上げ</p> <p>→ 未申告金額の15%に引上げ</p> <p>→ 未申告金額の20%に引上げ</p> <p>→ 未疏明金額の20%に引上げ</p> <p>→ 未申告金額の20%以下の罰金、または2年以下の懲役に強化</p>

(2) 改正理由

海外金融口座の誠実申告を誘導する。

(3) 適用時期

2016年1月1日以後に申告義務が到来する分から適用する。

3) 海外金融口座を自主申告したときの過料の減免（国際租税調整に関する法律施行令第51条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 修正申告時に過料を減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6ヶ月以内 → 50% ○ 1年以内 → 20% ○ 2年以内 → 10% 	<ul style="list-style-type: none"> → 70%に引上げ → 50%に引上げ → 20%に引上げ <p><新設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4年以内 → 10%
<p>□ 期限後申告時に過料を減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1ヶ月以内 → 50% ○ 6ヶ月以内 → 20% 	<ul style="list-style-type: none"> → 70%に引上げ → 50%に引上げ <p><新設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1年以内 → 20% ○ 2年以内 → 10%

(2) 改正理由

自主申告する納税者に対するインセンティブを強化する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に修正申告または期限後申告をする分から適用する。

4) 国際取引明細書を申告期限内に提出しなかったことに対して過料を賦課
 (国際租税調整に関する法律第12条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 国際取引についての資料の提出義務と不履行時における過料の賦課</p> <p>○ 提出義務の対象となる資料および期限</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際取引明細書 (課税標準の申告時) - 契約書、価格表、明細票など (課税当局が要求したとき) <p>○ 過料の賦課</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約書、価格表、明細票など → 1億ウォン以下の過料を賦課 	<p>○ 同左</p> <p>- 同左</p> <p><新設></p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際取引明細書 → 1億ウォン以下の過料を賦課

(2) 改正理由

国際取引に対する課税の実効性を高める。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される課税年度分から適用する。

5) 過少資本税制の適用基準を強化（国際租税調整に関する法律第14条、第15条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 過少資本税制の適用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国外支配株主からの借入金が出資金額の業種別倍数を超過する場合 <ul style="list-style-type: none"> - その超過借入金に対する利子費用は損金に算入しない。 ○ 業種別倍数 <ul style="list-style-type: none"> - 一般業種 → 3倍 - 金融業 → 6倍 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国外支配株主と親族関係などにある者からの借入金も含む。 - 同左 - 一般業種 → 2倍 - 同左

(2) 改正理由

国内に進出している多国籍企業が利子費用を過度に控除するのを防止する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される課税年度分から適用する。

6) 国際取引時の正常価格算出に関連する書類の提出を簡素化

(国際租税調整に関する法律施行令第7条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 正常価格算出方法の選択理由書の提出免除の基準</p> <p>○ 財貨取引全体</p> <ul style="list-style-type: none">- 総金額 → 50億円以下- 役務取引金額 → 5億円以下 <p>○ 国外特殊関係人別の財貨取引</p> <ul style="list-style-type: none">- 総金額 → 10億円以下- 役務取引金額 → 1億円以下	<ul style="list-style-type: none">- 同左- 役務取引金額 → 10億円以下 <ul style="list-style-type: none">- 同左- 役務取引金額 → 2億円以下

(2) 改正理由

納税者が書類を提出する負担を緩和する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始される課税年度から適用する。

6. 国税基本法

1) 申告褒賞金の支給対象を拡大（国税基本法第34条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 脱税などの申告時の褒賞金の支給</p> <p>○ 支給対象および褒賞金</p> <p>① 脱税や不当還付などの申告 → 脱税額 × 5~15%</p> <p>② 滞納者の隠匿財産の申告 → 徴収金額 × 5~15%</p> <p>③ クレジットカードの決済拒否や現金領収証の虚偽発給などの申告 → 決済拒否または虚偽発給金額 × 20%（支給限度：50万ウォン）</p> <p>④ 名義偽装事業者の申告 → 1件につき100万ウォン</p> <p>⑤ 海外金融口座の申告義務違反についての申告（但し、①と②によって褒賞金の支給を受ける者は除外） → 過料または罰金 × 5~15%（支給限度：20億ウォン）</p>	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p> <p>⑤ ①と②による褒賞金とは別途に、海外金融口座申告義務の違反行為の申告に対して褒賞金を支給 → 同左</p>

(2) 改正理由

海外金融口座の申告義務の違反に対する情報提供および通報申告活動を活性化する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に違反行為を申告する分から適用する。

2) 国税および関税の更正請求期間を拡大 (国税基本法第45条の2第1項、関税法第38条の3、4)

(1) 主要内容

現行	改正案
<input type="checkbox"/> 更正請求期間 <input type="radio"/> 申告期限の経過後3年以内	<input type="radio"/> 申告期限の経過後5年以内

(2) 改正理由

納税者の権益保護を強化する。

(3) 適用時期

2015年1月1日現在において、従前の規定によって税額更正を請求することのできる期間が経過していない更正請求分から適用する。

7. 所得税法および所得税法施行令

1) 退職所得の課税方式を改善 (所得税法第48条、第55条)

(1) 主要内容

現行	改正案														
<input type="checkbox"/> 退職所得の課税方式 (①から④の順に計算)	<input type="checkbox"/> 退職所得の課税方式を改善														
① 退職所得－勤続控除－定率控除 (40%)	① 退職所得－勤続控除 * 定率控除 (40%) を廃止														
② 年分 → ①×5*÷勤続年数 * 年分年乗の適用比率	② 年分 → ①×12÷勤続年数														
③ ②×基本税率 (6~38%)	③ (②－差等控除) × 基本税率 (6~38%)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>換算給与</th> <th>差等控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>換算給与の100%</td> </tr> <tr> <td>3,500万円以下</td> <td>1,000万円＋ (1,000万円超過分の90%)</td> </tr> <tr> <td>7,000万円以下</td> <td>3,250万円＋ (3,500万円超過分の70%)</td> </tr> <tr> <td>1億2,000万円以下</td> <td>5,700万円＋ (7,000万円超過分の50%)</td> </tr> <tr> <td>2億円以下</td> <td>8,200万円 + (1億2,000万円超過分の30%)</td> </tr> <tr> <td>2億円超過</td> <td>10,600万円＋ (2億円超過分の15%)</td> </tr> </tbody> </table>	換算給与	差等控除	1,000万円以下	換算給与の100%	3,500万円以下	1,000万円＋ (1,000万円超過分の90%)	7,000万円以下	3,250万円＋ (3,500万円超過分の70%)	1億2,000万円以下	5,700万円＋ (7,000万円超過分の50%)	2億円以下	8,200万円 + (1億2,000万円超過分の30%)	2億円超過	10,600万円＋ (2億円超過分の15%)
換算給与	差等控除														
1,000万円以下	換算給与の100%														
3,500万円以下	1,000万円＋ (1,000万円超過分の90%)														
7,000万円以下	3,250万円＋ (3,500万円超過分の70%)														
1億2,000万円以下	5,700万円＋ (7,000万円超過分の50%)														
2億円以下	8,200万円 + (1億2,000万円超過分の30%)														
2億円超過	10,600万円＋ (2億円超過分の15%)														
④ 年乗 → ③×勤続年数÷5	④ 年乗 → ③×勤続年数÷12														

(2) 改正理由

所得水準別に差をつけて課税して課税の公平性を高める。

(3) 適用時期

2016年1月1日以後に退職して支給される所得分から適用する。

2) 退職金を年金として受け取る場合における年金所得税額の算定方式を変更

(所得税法第129条、所得税法第14条、所得税法施行令第42条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><input type="checkbox"/> 退職金を年金口座に入金する場合は退職所得税を徴収せず</p> <p>※ 繰延退職所得、繰延退職所得税 → 退職所得税を徴収しなかった退職所得と当該退職所得税</p> <p><input type="checkbox"/> 年金口座に入金してある退職金を受け取る場合の課税方式</p> <p>○ 年金として受け取るとき</p> <ul style="list-style-type: none"> - 分離課税基準金額（1,200万円）以下の分 → 3%の分離課税 - 分離課税基準金額を超過した分 → 繰延退職所得税を徴収 $\text{繰延退職所得税} \times \frac{\text{分離課税基準金額超過分}}{\text{繰延退職所得}}$ <p>○ 一時金で受け取るとき</p> <ul style="list-style-type: none"> - 繰延退職所得税を徴収 $\text{繰延退職所得税} \times \frac{\text{一時金受取額}}{\text{繰延退職所得}}$	<p><input type="checkbox"/> 同左</p> <p><input type="checkbox"/> 年金口座に入金してある退職金を年金として受け取るときに税額の30%を軽減</p> <p>○ 年金として受け取るときにの年金所得税額</p> $\text{繰延退職所得税} \times \frac{\text{年金受取額}}{\text{繰延退職所得}} \times 70\%$ <p>○ 同左</p>

(2) 改正理由

勤労者の老後の所得を保障するため、退職金を年金として受け取るように誘導する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に年金口座から引き出す分から適用する。

3) 退職所得税額の精算規定を2012年12月31日以前に退職年金口座に入金した退職所得にも適用（所得税法第148条）

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 最終退職時に支給された退職所得と中間精算した退職所得との間で税額を精算*する場合、税負担が減少</p> <p>* 既に支給された退職所得とこれから支給される退職所得を合計した金額に対する退職所得税額から、既に納付した退職所得税額を差し引いた金額を退職所得税とする。</p> <p>○ 2012年12月31日以前に中間精算した退職金を退職年金口座に入金した場合は最終退職金との間での税額精算が不可</p>	<p>□ 退職所得税額の精算に関する特例を新設</p> <p>○ 2012年12月31日以前に中間精算した退職金を退職年金口座に入金した場合にも税額精算を許容</p>

(2) 改正理由

中間精算した退職金を退職年金口座に払い込んだ勤労者と払い込まなかった勤労者の間での公平性を高める。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に税額精算を申請する分から適用する。

4) 勤労所得に含めない退職給与積立金の積立要件を新設

(所得税法施行令第38条、所得税法施行規則第15条の3 - 新設 -)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 退職給与として支給されるために積み立てられる給与（例：経営成果給など）は勤労所得に含めず</p>	<p><新設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職給与積立金の積立要件 <ul style="list-style-type: none"> ① 積立主体 <ul style="list-style-type: none"> → 使用者が直接積立 ② 退職年金規約の作成 <ul style="list-style-type: none"> → 支給基準を勤労者退職給与保障法による確定拠出型（DC）退職年金規約に反映 ③ 支払基準の一括的設定 <ul style="list-style-type: none"> → 不特定多数の退職者に一括して適用される支給基準に基づいて積立 ④ 積立口座 <ul style="list-style-type: none"> → 勤労者退職給与保障法による確定拠出型退職年金制度に基づいて設定する口座

(2) 改正理由

退職給与積立金の積立方法を明確にする。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に発生する勤労所得であって、退職給与として積み立てられる分から適用する。

5) 所得繰延退職所得を税額繰延退職所得に転換する特例を新設

(所得税法法律第11611号付則第20条、所得税法施行令第42条の3 - 新設 -)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 退職年金口座に入金してあった退職金を一時金で受領するときの課税方法</p> <p>○ 2012年以前に退職して支給された退職金は、受領時までは退職所得と見なさない（所得繰延退職所得）。</p> <p>○ 2013年以後に退職して支給された退職金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> - 退職日に退職所得が発生したが、退職年金口座に入金すれば当該退職所得税額の徴収を繰り延べ（税額繰延退職所得） - 受領時に繰り延べられた退職所得税額を徴収 	<p>○ 所得繰延退職所得を税額繰延退職所得に転換</p> <ul style="list-style-type: none"> - 繰延税額 <ul style="list-style-type: none"> → 2014年12月31日を基準として所得繰延退職所得の全額を引き出すと仮定したときに発生する退職所得税

(2) 改正理由

税制を統一するために制度を整備する。

6) 役員の退職所得の限度規定を明確化 (所得税法第22条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 勤労所得と見なす役員の退職所得金額 → ①－②</p> <p>① 限度規定の適用対象となる退職金</p> <p>- 退職所得金額から2011年12月31日に退職したと仮定するときの退職所得金額を差し引いた金額</p> <p>② 役員退職所得の限度</p> <p>平均給与*×1/10×2012年以後の勤続年数×3</p> <p>* 平均給与 → 退職前3年間の総給与の年平均</p>	<p>○ 限度適用対象となる退職金を明確化</p> <p>- 2012年1月1日以後の勤続年数を通算勤続年数で割った比率を退職所得金額に乗じた金額</p> <p>○ 総給与の明確化</p> <p>- 総給与 → 所得税法第20条第1項第1号*と第2号**の金額の合計額 (非課税所得を除く)</p> <p>* 労働を提供することによって受け取る俸給、給料、報酬、歳費、賃金、賞与、手当、およびこれに類似した性質の給与</p> <p>** 法人の株主総会、社員総会、またはこれに準じる議決機関の決議に基づいて賞与として受け取る所得</p> <p>※ 法人税法施行令第44条第4項第2号の役員退職金の限度規定と同一</p>

(2) 改正理由

役員の退職所得の限度規定を明確にする。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に退職して支給される所得分から適用する。

7) 書画や骨董品の譲渡所得に対する源泉徴収および納付の特例を新設

(所得税法第155条の5 - 新設 -、第81条第2項)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p>□ 書画や骨董品の譲渡所得に対して「その他の所得」として課税</p> <p>○ 源泉徴収</p> <p>→ 譲渡価額の80%を必要経費として差し引いた金額×20%</p> <p>- 総合所得に合算せずに分離課税</p> <p>- 譲受者が源泉徴収することで納税義務が終結</p>	<p>○ 同左</p> <p><新設></p> <p>□ 源泉徴収および納付の特例を新設</p> <p>○ 譲受者が外国人である場合など、源泉徴収義務を付与するのが難しい場合</p> <p>- 譲渡者本人が源泉徴収相当税額を申告して納付</p> <p>○ 申告・納付期限</p> <p>→ 譲渡日が属する月の翌月10日</p> <p>○ 加算税</p> <p>- 申告不履行加算税*</p> <p>* 未申告支払金額×2% (3ヶ月以内に申告するときは1%)</p> <p>- 源泉徴収納付不誠実加算税*</p> <p>* 未納税額×3%+未納税額×未納期間×0.03% (限度：未納税額×10%)</p>

(2) 改正理由

書画や骨董品の譲渡所得に対する課税を合理化する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に発生する所得分から適用する。

8. 相続税および贈与税法

1) 特殊関係にある株主間での差等配当に対する贈与税の課税

(相続税および贈与税法第2条第2項、第42条)

(1) 主要内容

現行	改正案
<p><input type="checkbox"/> 特殊関係にある株主の間での差等配当に対する課税</p> <p>○ 配当を放棄したり、過少に配当を受けた株主</p> <p>- 個人 → 課税せず</p> <p>- 法人 → 不当行為計算否認を適用</p> <p>○ 超過配当を受けた株主</p> <p>→ 所得税を課税</p>	<p><input type="checkbox"/> 差等配当を受けた特殊関係にある株主に対して贈与税を課税</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 超過配当を受けた株主が、配当を放棄した株主や過少配当を受けた株主から贈与を受けたものと見なして贈与税を課税</p> <p>- 贈与税が所得税を超過する場合に限って適用（所得税相当額を控除）</p>

(2) 改正理由

持分を超過して受け取った配当は、過少配当を受けた株主から贈与を受けたのと同じであることを考慮して改正する。

(3) 適用時期

2015年1月1日以後に配当を受けた分から適用する。